

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回） 米子市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和3年1月6日（水） 午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
アドバイザー（鳥取大学 景山教授）
※テレビ会議参加者（米子市伊木市長）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）今後の対応について
 - （3）その他

1. 米子市の社会福祉施設関連(1/3)

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日または検体採取日から2日前まで)	国外、 県外へ の移動 歴	検査件数 (うち陽性) 1/6 12時 時点
128例目 〈第3報〉 ※下線部を 追記	30代	男性	西部 地区					
130例目 〈第2報〉	70代	男性	西部 地区					

1. 米子市の社会福祉施設関連(2/3)

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日または検体採取日から2日前まで)	国外、 県移 動歴	検査件数 (うち陽性) 1/6 12時 時点
131例目 〈第2報〉	70代	女性	米子市					
132例目 〈第2報〉	非公表	女性	西部 地区					
134例目 〈第2報〉	60代	女性	西部 地区					

1. 米子市の社会福祉施設関連(3/3)

【140～149例目：第1報】

	年代	性別	居住地	職業	経過 (発症日または検体採取日から2日前まで)
140例目	90代	女性	米子市		
141例目	90代	女性	西部地区		
142例目	非公表	女性	米子市		
143例目	80代	男性	米子市		
144例目	60代	女性	米子市		
145例目	40代	女性	西部地区		
146例目	非公表	非公表	非公表		
147例目	40代	男性	県外		
148例目	20代	女性	境港市		
149例目	30代	女性	西部地区		

<米子市の社会福祉施設関連の検査実施状況(1/6 正午時点)>

2. 境港市のクラスター関連

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日または検体採取日から2日前まで)	クラスター発生 施設への 立ち寄り	国外、県 外への 移動歴	検査件数 (うち陽性) 1/6 12時 時点
135例目 〈第2報〉	20代	女性	境港市						
136例目 〈第2報〉	30代	女性	境港市						
137例目 〈第2報〉	乳児	女性	境港市						

3. その他

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日または検体採取日から2日前まで)	国外、県 外への移 動歴	検査件数 (うち陽性) 1/6 12時 点
133例目 〈第2報〉	非公 表	非公 表	西部 地区					

【県138例目(鳥取市保健所管内51例目)】

1 概要

性別：男性
年代：40代
居住地：鳥取市
職業：

2 現在の症状：

3 経過（発症日2日前の行動歴）

4 検体採取日14日前までの国外、県外への移動歴：

5 現在の陽性者の状況：

6 濃厚接触者等の調査状況：

【県139例目(鳥取市保健所管内52例目)】

1 概要

性別：男性
年代：70代
居住地：鳥取市
職業：

2 現在の症状：

3 経過（発症日2日前の行動歴）

4 検体採取日14日前までの国外、県外への移動歴：

5 現在の陽性者の状況：

6 濃厚接触者等の調査状況：

対応方針

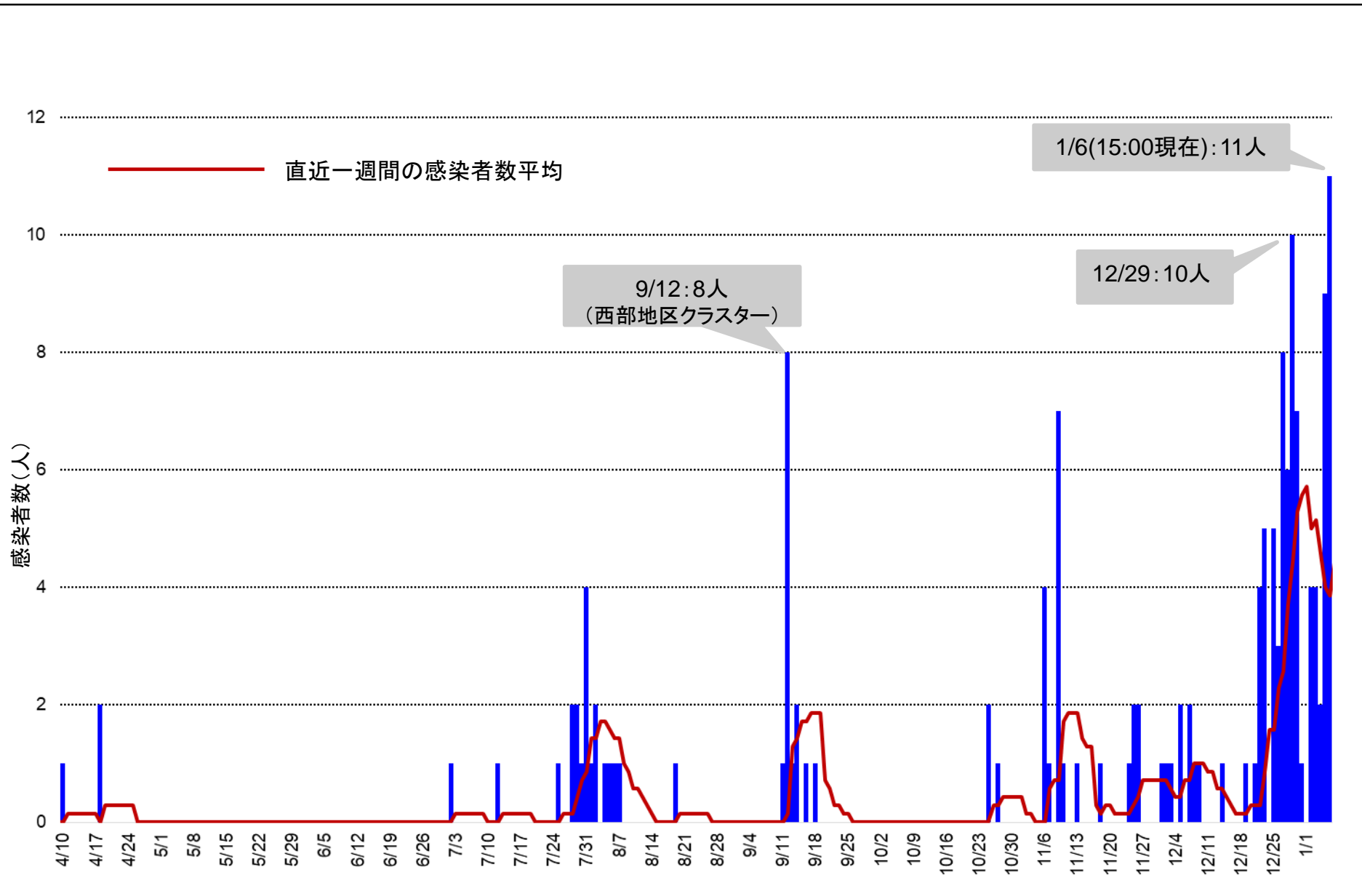
1. 陽性者対応

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に
入院予定

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

感染者数の推移 (発表日ごと)



医療提供体制

1. 入院体制(1月6日 15:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	233床 (※1)	68人 (※2)	22%	29%

(※1)入院患者がフェーズ1の確保病床数(152床)の4割(61床)を超えたため、フェーズ2の体制に移行した上で、臨時的に20床追加確保中(213床⇒233床)

(※2)入院予定の新規陽性者を含む。

- 計画上、フェーズ3に割り当てている医療機関に前倒し確保を要請
現時点確保病床 233床 + 9床(1月7日～)

2. 宿泊療養体制

- 東部地区に1施設(66室)を開設済み
- **西部地区での宿泊療養施設の開設を準備中**
- 入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者について、宿泊療養施設での療養を検討
 - ・看護師の24時間常駐による健康サポート
 - ・医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～（鳥取市の警報は1/3に解除）
中部地区	注意報	12/29～
倉吉市	警報	12/31～
西部地区	注意報	12/25～
米子市・境港市	警報	米子市:1/6～、境港市:12/28～

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

<県民の皆様へのお願い>

- ◆ 米子市内の福祉施設で新たなクラスター発生が確認されたことから、米子市に新型コロナウイルス警報の「警報」を発令します。
- ◆ 警報発令地域の皆様におかれましては、感染警戒レベルを格段に引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆ 感染拡大に伴い、県内でもうつりやすくなっていますので、その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取組みの徹底をお願いします。
- ◆ また、接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いいたします。

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 1月6日 15:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	29% (68/233床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	22% (68/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	7% (3/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	6% (3/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算		12人 (実数68人)	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/30~1/5		1.9% (31/1,671人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は12/30~1/5で集計		6人 (実数31人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		少ない (31人/37人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		10% (3/31人)	50%以上	

現時点で①の病床全体の確保病床占有率は、指標目安を越えているが、それ以外の指標を総合的に判断して、本県は、ステージⅢには達していないと考えられる。引き続き、医療提供体制維持のため、機動的に対策を講じていく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(5例目)

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

14名(社会福祉施設 鳥取ふれあい共生ホーム「照陽の家」 職員7人、利用者7人)

※複合型サービス施設として隣接する「ひなたぼっこ保育園」職員1名の陽性も確定

2. 患者対応

陽性者は感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に入院中(6人)及び入院調整中(8人)(1/6現在)

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めたところ、施設側は県・市と協議の上、施設利用者の他施設等での受入れ調整を行い、1/5(火)から施設の使用停止を行うとともに、検査対象者への連絡に協力している。(ひなたぼっこ保育園も使用停止済み。)
 - 1/6(水)までに対象者(職員24人、利用者24人)に検査実施済み。残りの対象者(利用者1人)も、本日検査実施予定。
 - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
- 施設の感染対策の点検調査のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を受け入れ。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(5例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 施設の管理者は、自ら施設名を公表するとともに、全ての利用者(職員、利用者)に速やかに連絡し、対象者全員の検査を実施中。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設側は、県・市と協議の上、1/5(火)から施設を使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

社会福祉施設における感染対策

○県・米子市による合同対策チームの対応

**社会福祉施設における陽性者の発生に迅速に対応するため、
県・米子市による合同対策チームを設置し対応中**

- 県と米子市が情報共有を徹底し、初動体制に万全を期すため、1/5から、県職員(社会福祉施設クラスター対策参事(米子駐在))を中心とするチームを西部総合事務所福祉保健局へ派遣
- 県職員と米子市職員が該当施設に関する詳細な実態把握と対処方針を検討

○専門家チームによる現地地点検調査・指導を実施

**本日午後、鳥取大学医学部附属病院及び米子医療センターから
感染管理認定看護師を派遣**

【指導内容】 職員及び利用者の健康管理の徹底
アルコール等適切な方法による消毒と、こまめな換気 など

○施設事業停止に伴う利用者受入れ調整を実施

**○県内の福祉施設（高齢者、障がい者、児童など）に対し
ても、現地指導、感染対策支援を実施予定**

今とてもウツリやすくなっています!

～新型コロナが全国で猛威をふるっています～

注意レベルを格段に上げよう!

○三密はつぐらない 近づかない

三密は感染の危険 クラスターにも直結

○マスク・手洗いは欠かせません

感染はマスクで防げる 会食時もマスク会食で

○飲食は安全なお店を選んで

飲食は「新型コロナ対策認証事業所」、
「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」で

○お店も事業所も安全対策が一番

十分な換気、席ごとのアクリル板やアルコール
消毒液などの設置、共用物品のこまめな消毒も

新型コロナ克服3カ条

(1) 人と人 間が愛だ



(2) 三つもの 密だとミスだ



(3) 幸せは 予防で呼ぼう



県民の皆様へ

【特に注意いただきたいポイント】

- ◆感染経路が多様化し、感染者の検知が難しい、見えにくい状況で、どういう場所で感染しても不思議ではなくなってきています。親しい間柄での会食時であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。
- ◆会食は、普段から一緒にいる人との少人数で短時間で、できるだけマスクを着用するなど感染予防をしっかりと取っていただきますようお願いいたします。ご家族の間であってもマスク着用の励行、食事の際の会話を控えるなど特に慎重な行動をお願いいたします。
- ◆新年会、同窓会を始め、普段顔を合わせない人との会食は、今回は中止や延期を今一度、慎重にご検討くださるようお願いいたします。
- ◆感染者の重症化率、死亡率はインフルエンザに比べ、はるかに高いこともわかってきています。注意レベルを格段に上げていただきますようお願いいたします。
- ◆普段から一緒にいない人との会食などの後は、5日間程度、発熱がないかなど体調チェックをお願いいたします。
- ◆「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間: 9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外: [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

家庭内のできる感染予防 ～大切な人を守るために～

主な感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」。家庭内での感染を防ぐため、予防を徹底しましょう。

◎飛沫感染:大声で話した時に出るつばや、咳、くしゃみなどに含まれたウイルスを吸い込むなど

◎接触感染:つばや排泄物がついた手で周りのものを触った後に、他の方がそこを触り、口や鼻を触ると粘膜から感染するなど

◆必ずしていただきたいこと

- 「**親しき仲にもマスクあり!**」…十分な距離がとれない時は**マスクを着けましょう**。
- こまめな手洗い**…接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- こまめな換気**…屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。
- 共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の**消毒**
- タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- 食べ物や飲み物、食器の共用は避ける

◆していただきたいこと

- 適度な湿度(50~60%)を保つ
- 可能であれば、食事の時間や場所を分ける



◆遠方から帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

- 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう
- 帰省される方は、帰省される前の一週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えましょう
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど特に感染予防に留意しましょう

事業者・施設の皆様へ

飲食店、福祉施設等での感染が相次いで確認されていますので、以下のポイントに注意してください。

◆マスクの着用や換気等について

- ・十分な換気、席ごとのアクリル板等の効果的な設置、マスク着用、アルコール消毒液の設置等、業種別ガイドラインの確実な実施
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知
特にカラオケを伴う飲食店においては、次の対策を実施してください。
- ・歌唱場所を決めビニールカーテン等で遮蔽し、歌唱するときはマスク又はフェイスシールドを着用(歌唱場所に近い席は使用しない)
- ・歌唱場所は換気扇の真下が効果的
- ・マイクはお客様ごとに消毒

◆オフィスにおける執務室・共用スペースについて、

- ・他人と共用する物品(テーブル、椅子、ゴミ箱、電話、パソコンなど)や手が頻回に触れる箇所(ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタンなど)は、使用前後に消毒(アルコール消毒液又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き)及び手洗い、手指消毒の徹底
※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。(目安となる濃度は0.05%です(製品の濃度が6%の場合、500mLの水にペットボトルのキャップ約1杯分です。))
- ・トイレは、便器は清拭消毒、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置、蓋がある場合には、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示。通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒
- ・勤務中のマスクの着用、1時間に2回以上、窓を開け換気、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置など飛沫感染防止 など

◆居場所の切り替わりについて

仕事で休憩時間で休憩室、喫煙所、更衣室に入った時など、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあります。執務室以外でもしっかりと感染予防対策の徹底をお願いします。

- ・利用人数の制限、換気の徹底、複数の従業員が触れた場所について適宜消毒

関西・府県市民緊急行動宣言

緊急事態宣言が発出される首都圏同様に大都市部を抱える関西圏でも、これ以上感染拡大すると深刻な事態を招きかねません。緊急事態宣言発出に到らないよう、関西府県市民が一体となった一層の感染防止対策の徹底に取り組みましょう。

往来・外出自粛

- 緊急事態宣言が発出される首都圏(1都3県)への往来は控えましょう。
- 首都圏以外でも感染が拡大している地域への不要不急の外出は控えましょう。特にそれらの地域への飲食を目的とした往来は極力控えましょう。
- 成人式など行事の前後は、会食を控えるなど、行動に注意しましょう。

ウイルスを持ち込まない

- 医療機関、社会福祉施設、家庭、職場にウイルスを持ち込まないよう、感染防止策の基本を徹底するとともに、飲食店等リスクが高い施設への出入りや飲み会など行動に注意しましょう。
- 日頃から検温を行うなど体調管理に努め、発熱など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐに医師に電話し診断を受けましょう。

テレワーク等の推進

- 仕事であっても、人との接触を減らすよう、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを一層推進しましょう。



人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する誹謗中傷など、不当な扱いはやめましょう。

皆が、感染者等やご家族など、新型コロナウイルス感染症と闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成し、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支援しましょう。

県庁の対応

○大雪下での新型コロナ対策の支援

- 疫学調査や検体搬送に支障が生じないよう重点的に除雪
- 防災拠点病院・総合病院へのアクセス道等についても重点的に除雪
- 疫学調査や検体搬送等に影響がでないよう、県庁からの応援職員を含め、人員・体制を確保

○西部総合事務所にクラスター対策監チームを増員派遣し対応中

西部地域で発生しているクラスター事案全体を統括する「クラスター対策監チーム」を派遣（12/27～）し、迅速に対応

- 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
- 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整

○クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣

○保健所支援に向け、総勢40名の応援態勢を継続

県庁から保健所に職員（クラスター対策監、リエゾン、疫学調査への応援、検体搬送、ドライブスルー検体採取等）を派遣